



金沢市公報

第2532号

平成18年(2006年)10月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等の撤去及び保管について (〃)	2
○金沢能楽美術館の観覧料等の徴収事務の委託 について (国際文化課)	3
○平成18年告示第98号(金沢市立中村記念美術 館等の共通観覧料の徴収事務の委託について) の一部改正について (〃)	4
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について (地域保健課)	4
●公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録の変更について (環境保全課)	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (区画整理課)	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する函書の 縦覧について (〃)	5
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
●選挙管理委員会告示	
○石川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦 覧場所について (選挙管理委員会)	6
●監査公表	
○監査公表(26) (監査事務局)	7
●公営企業公告	
○金沢市における水道水源の保全に関する条例 の規定に基づく水道水源保全区域の指定の案 の縦覧について (企業総務課)	8

告 示

●金沢市告示第268号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 97台
原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成18年9月1日から同月30日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成18年10月11日から19年4月11日まで
午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第269号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	69台
	原 動 機 付 自 転 車	10台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	7台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	8台
堅町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	2台
柿木畠地内	自 転 車	1台
石引2丁目地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	2台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	自 転 車	2台
涌波4丁目地内	自 転 車	1台
末町地内	自 転 車	1台
近岡町地内	自 転 車	1台
粟崎町2丁目地内	自 転 車	1台

畝田西2丁目地内	自	転	車	1台
入江3丁目地内	自	転	車	2台
西念4丁目地内	自	転	車	1台
北塚東地内	自	転	車	2台
新保本1丁目地内	自	転	車	1台
八日市3丁目地内	自	転	車	3台
森戸1丁目地内	自	転	車	1台
此花町地内	自	転	車	5台
木の新保町地内	自	転	車	2台
森山1丁目地内	自	転	車	2台
大樋町地内	自	転	車	1台
問屋町1丁目地内	自	転	車	1台
御所町地内	自	転	車	1台
元町2丁目地内	自	転	車	3台

2 自転車等を撤去した日

平成18年9月1日から同月30日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成18年10月11日から19年4月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢能楽美術館の観覧料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	事 務 所 の 所 在 地
財団法人 金沢芸術創造財団 理事長 蓑 豊	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢能楽美術館の観覧料及び使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成18年10月7日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第271号

平成18年告示第98号（金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
委託した事務	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務の委託 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢市卯辰山工芸工房 (4) 金沢市立ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 徳田秋聲記念館 (11) 金沢市老舗記念館 (12) 金沢文芸館	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務の委託 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢市卯辰山工芸工房 (4) 金沢市立ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 徳田秋聲記念館 (11) 金沢市老舗記念館 (12) 金沢文芸館 (13) 金沢能楽美術館	平成18年10月7日
委託した期間	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで。	平成18年10月7日から平成19年3月31日まで。ただし、金沢能楽美術館に係る共通観覧料の徴収事務にあつては平成18年10月7日から平成19年3月31日まで。	

●金沢市告示第272号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
あさい眼科クリニック	金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル1階	浅井 宏志	平成18年9月30日
医療法人社団英和会 うきた病院	金沢市新神田4丁目7番25号	医療法人社団英和会 うきた病院 理事長 浮田 俊彦	平成18年9月30日
青木眼下医院	金沢市石引2丁目20番17号	青木 辰夫	平成18年12月29日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、平成18年9月26日に次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所
54	チェックス	金沢市東力4丁目96番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市安原中央土地区画整理組合	平成6年10月21日から平成20年3月31日まで	金沢市福増町、中屋町、上安原町、打木町、みどり1丁目、みどり2丁目及びみどり3丁目の各一部	金沢市上安原町250番地1	平成6年10月21日	平成18年10月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市安原中央土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年10月11日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市太陽が丘3丁目1番3及び1番4	佐賀県伊万里市新天町722番地5 アイ・ケイ・ケイ株式会社 代表取締役 金子 和斗志

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市割出町442番3、443番1及び443番3から443番7まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市割出町442番3及び443番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市保古1丁目217番地1 大成ホーム株式会社 代表取締役 前田 和人
金沢市泉本町1丁目188番1から188番5まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市泉本町1丁目188番5及び金沢市所管の法定外公共物の一部	石川郡野々市町若松町1番5号 株式会社 マスターズ 代表取締役 地渡 政彦
金沢市常盤町19番1及び19番26から19番29まで	道路 金沢市常盤町19番1	石川郡野々市町押野4丁目197番地1 国土興建株式会社 代表取締役 横井 良信 石川郡野々市町菅原町11番50号 有限会社 住和 代表取締役 新田 俊二
金沢市塚崎町口6番1、6番3から6番5まで、7番2から7番4まで、8番2から8番5まで、10番3、10番4、11番1から11番5まで、17番1から17番53まで、38番3、39番2、39番4、39番6、42番2から42番5まで、44番2、47番2から47番4まで、ニ79番1から79番10まで、95番1、95番6、111番1、111番4、111番9から111番12まで、112番2、122番1、122番3、122番5、122番9、134番4から134番11まで、135番3及び160番1から160番3まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市塚崎町口6番5、7番4、8番5、10番3、11番2、11番5、17番2、17番4、17番8、39番2、39番4、42番3、44番2、47番2、ニ79番2、95番6、111番4、111番11、111番12、112番2、122番3、122番9及び160番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 公園 金沢市塚崎町ニ79番3及び134番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整地 金沢市塚崎町口11番4、47番3及びニ122番1並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 水路 金沢市塚崎町口6番4、7番3、8番4、10番4、11番3、17番6、38番3、39番6及び47番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市八日市4丁目146番地1 啓和開発 代表者 中村 順子

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第61号

平成18年9月1日現在で調整した石川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所は次のとおりです。

平成18年10月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成18年10月20日から同年11月3日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成18年10月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査対象

- (1) 崎浦6号大桑町線道路改良工事
都市整備局土木部 道路建設課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契 約 年月日	着 工 年月日	竣工(契約) 年月日	監 査 期 間	実 査 年月日
涌波4丁目、 大桑町地内	毎田建設(株) (公募型指名競争入札)	145,668,600 ^円	平成17年 11月15日	平成17年 11月15日	平成18年 7月31日 (平成18年) 7月31日	平成18年 1月6日 ~ 平成18年 9月25日	平成18年 5月17日 平成18年 9月6日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

- (1) 設計に関する事項
設計及び設計内容については、適正と認められた。
- (2) 施工に関する事項
施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。
- (3) 事務手続に関する事項
契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

公 営 企 業 公 告

金沢市における水道水源の保全に関する条例（平成18年条例第7号）の規定に基づく水道水源保全区域の指定の案を作成したので、金沢市における水道水源の保全に関する条例施行規程（平成18年公営企業管理規程第1号）第

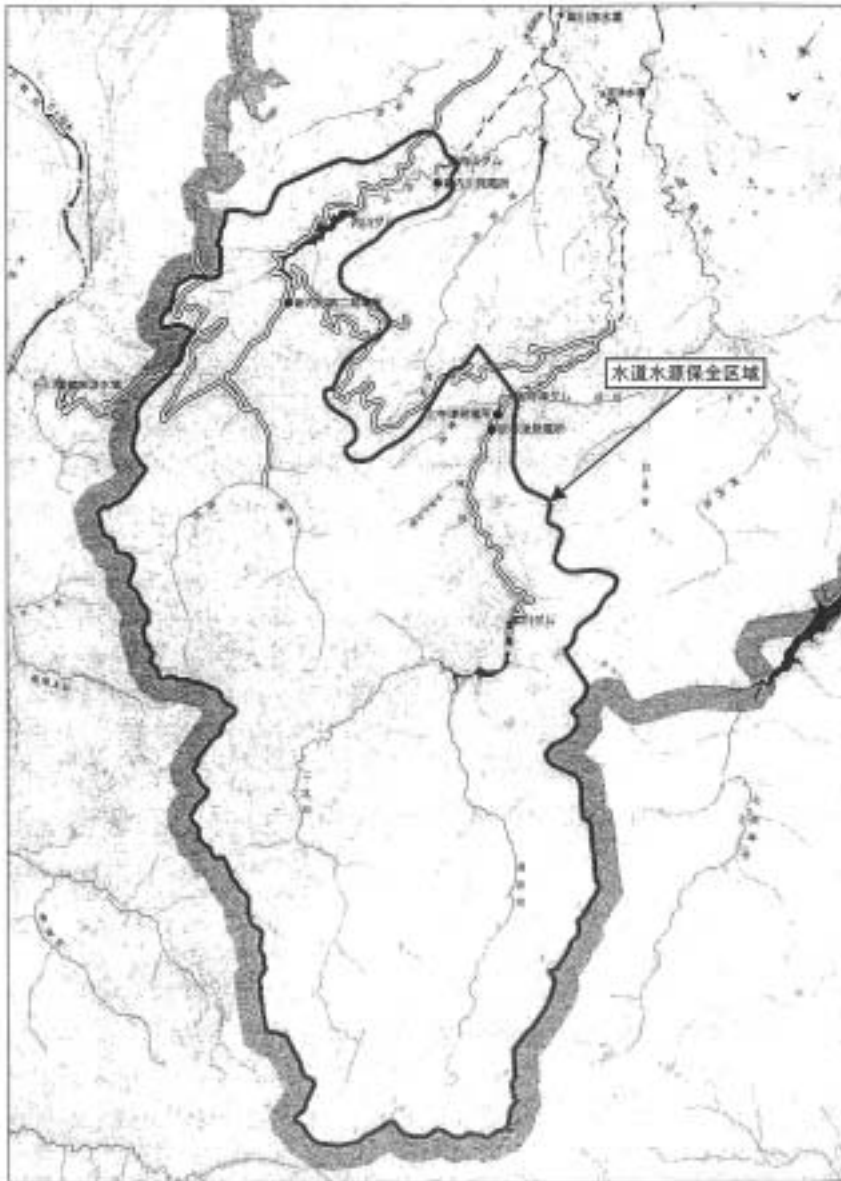
3条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該水道水源保全区域の指定の案を公衆の縦覧に供します。

なお、水道水源保全区域の指定の案に係る区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成18年10月11日から同年11月1日までに、これらの案について金沢市公営企業管理者に意見書を提出することができます。

平成18年10月11日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 水道水源保全区域



2 縦覧場所

金沢市広岡3丁目3番30号 金沢市企業局経営企画部企業総務課

3 縦覧期間

平成18年10月11日から同月25日まで

平成18年(2006年)10月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)10月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3	カネモト印刷(株)